

政令第二百二十四号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）の一部の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第六号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の見出し中「報道官」の下に「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、同条第一項中「及び審議官七人」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官六人」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十九条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十二条に次の一号を加える。

三 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

第二十四条第一号中「第二十二条各号」を「第二十二条第一号及び第二号」に改める。

第一百七十三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 装備品等の標準化の促進に関すること。

第一百七十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第一百九十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 装備品等の標準化の促進に関すること。

第二百一条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

附則第三項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改める。

附則第五項を削る。

附則第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第五項とし、附則中第七項を第六項とし、第八項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の五中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 サイバーセキュリティ・情報化審議官

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、「又は教育職俸給表(二)」を削り、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

第十二条第二項中「百分の三十」を「百分の二十七・五」に改める。

第十二条の六第一項第三号中「別表第六ロ教育職俸給表(二)」を削る。

第二十七条第四号中「第三条第十二項」を「第三条第十一項」に改める。

「報道官

別表第三本省内部部局の項中「報道官」を

サイバーセキュリティ・情報化審議官」

に改め、同表航空

混成団司令部の項を次のように改める。

航空混成団司令部	航空混成団司令 航空混成団副司令 幕僚長	一種
----------	----------------------------	----

教育職俸給表(一)

四級

八〇、二〇〇円

六一

別表第四の四種の項中

教育職俸給表(二)	
二級	三級
六四、一〇〇円	六六、三〇〇円
四四	四七

を「
 四〇〇円
 、六〇〇円
 、八〇〇円
 〇円
 に改める。」

教育職俸給表(一)	四級	八〇、二〇〇円	六一、四〇
-----------	----	---------	-------

自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第七十条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び	業務一日につき二千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与え、と防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）
--	---

別表第五海上警備等手当の項中

特別警備隊員輸送業務を除く。 〃のうち防衛大臣の定めるもの に従事する職員又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第七十条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務 業務一日につき二千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合に
--	---

を

及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	あつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）
自衛艦に乗り組んで行う我が国	業務一日につき千百円（当該

に改める。

の防衛に資する情報の収集のため の活動であつて、その困難性 を考慮して防衛大臣の定めるも のに従事する乗組員	業務が特に困難な作業で心身 に著しい負担及び緊張を与え ると防衛大臣が認める場合に あつては、当該額にその百分 の五十に相当する額を加算し た額)
---	--

別表第八教育職俸給表(二)の項を削る。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。